

医療法人尚和会 ケアヴィラ宝塚指定訪問リハビリテーション 事業所運営規程（介護予防訪問リハビリテーション）

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人尚和会が開設するケアヴィラ宝塚（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 当事業所では、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービス

の提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

- 8 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 事業を行う事業所の名称、所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所名 介護老人保健施設ケアヴィラ宝塚 訪問リハビリテーション
- (2) 開設年月日 令和3(2021)年12月1日
- (3) 所在地 宝塚市龜井町10-51
- (4) 電話番号 0797-71-6510 ファクシミリ番号 0797-71-6503
- (5) 管理者 兵庫谷 章
- (6) 介護保健指定番号 介護老人保健施設 2851180048

(従事者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師 1名
医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 理学療法士 1名以上
- (4) 作業療法士 1名以上
- (5) 言語聴覚士 1名以上
理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画及び報告書を作成し、指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日、月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月31日、1月1・2・3日を除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時15分
(サービス提供時間は9時00分～17時00分)までとする。

(事業の内容)

第7条 指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)事業の内容は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため医師の指示によって行う理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションとする。

(利用料及びその他の費用の額)

第8条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の実施地域を越えて1kmにつき 100円

なお、コインパーキング費用については実費徴求いたします。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、宝塚市内とする。

(身体の拘束等)

第10条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかつた理由を記録に残す。

- (1) 身体拘束の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(虐待の防止等)

第11条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第12条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 当施設は事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 2 当施設は、介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。

(緊急時等における対応方法)

第14条 理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）事業を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士は、前項について、しかるべき処置を行った場合は、速やかに管理者及び主治の医師に報告しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供を継続的に実施す

るため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(暴力団の排除)

第 16 条 当施設は、その運営について暴力団員の支配を受けてはならない。

- 2 管理者または当該管理者の権限を代行しうる地位にある職員は、暴力団員であつてはならない。

(研修による計画的な人材育成)

第 17 条 施設は、適切な介護保険施設サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 2 前項の規定により、研修の実施計画を従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表)

第 18 条 施設は、その提供する介護保険施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 施設は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(守秘義務)

第 19 条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。尚、施設職員等が本規程に反した場合は、就業規則の罰則規定によるものとする。

(相談・苦情処理)

第 20 条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、従業者の資質向上を図るためリハビリ協会等が主催する研修に積極的に参加するものとする。

2 事業所は、個人情報保護法に基づき、「個人情報の取扱いに関する基本方針」及び「当グループにおける患者様等の個人情報の利用目的」を定め、利用者及びその家族に事前に文書で説明をした上で、情報提供に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

3 従業者は、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

4 従業者であったものに、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 この規程に定める他、運営に必要な事項は、医療法人理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。(高齢者虐待に関する事項追加)

この規定は、令和6年4月1日から施行する。(身体拘束、業務継続計画に関する事項追加)